

空家等の適正管理に関する書類の様式を定める要領

令和8年3月27日
住宅政策課長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）、加古川市空家等の適正管理に関する条例（平成29年3月31日条例第4号）、加古川市空家等の適正管理に関する条例施行規則（平成29年3月31日規則第20号）、加古川市空家等の適正管理に関する要綱（平成23年3月29日制定。以下「要綱」という。）及び空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく公開による意見聴取要綱に規定する空家等の適正管理に関して、別に定めるもののほか、その様式を定めるものとする。

(様式)

第2条 次の表の右欄に掲げる規定に基づく同表中欄の書類の様式は、それぞれ同表左欄に定めるとおりとする。

様式	書類の名称	法又は要綱の条項
様式第1号	指導書	法第13条第1項
様式第2号	勧告書	法第13条第2項
様式第3号	助言書	法第22条第1項
様式第4号	指導書	
様式第5号	勧告書	法第22条第2項
様式第6号	命令に係る事前の通知書	法第22条第4項
様式第7号	命令書	法第22条第3項
様式第8号	標識	法第22条第13項
様式第9号	戒告書	法第22条第9項
様式第10号	代執行令書	
様式第11号	執行責任者証	
様式第12号	助言書	要綱第4条
様式第13号	指導書	

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様

加古川市長 印

指 導 書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する「管理不全空家等」に該当すると認定しました。

つきましては、法第13条第1項の規定により、下記のとおり必要な措置をとるよう指導します。

記

- 1 対象となる空家等
- 2 所有者等の住所及び氏名
- 3 指導に係る措置の内容
- 4 指導に至った事由
- 5 措置の期限
年 月 日
- 6 連絡先
(所 属)
(電話番号)

※ 上記3に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告してください。

※ 上記3に示す措置をとらなかった場合は、法第13条第2項の規定により、必要な措置をとるよう勧告することがあります。この勧告により、当該管理不全空家等に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様

加古川市長 印

勸告書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する「管理不全空家等」に該当すると認められたため、必要な措置をとるよう再三にわたり指導するとともに、 年 月 日付け 第号により、法第13条第2項の規定に基づく勸告を行う旨を事前に通知しましたが、現在に至っても改善がなされておらず、また、当該通知に示した弁明書の提出期限までに弁明書の提出もありませんでした。

つきましては、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第13条第2項の規定に基づき勸告します。

記

- 1 対象となる特定空家等
- 2 所有者等の住所及び氏名
- 3 勸告に係る措置の内容
- 4 勸告に至った事由
- 5 措置の期限
年 月 日
- 6 連絡先
(所 属)
(電話番号)

※ 上記3に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告してください。

※ 当該管理不全空家等に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勸告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

※ 上記3の措置が実施されず、法第2条第2項に定める「特定空家等」となった場合、必要に応じて、法第2条に基づき、必要な措置をとることになります。

様

加古川市長 印

助 言 書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当すると認定しました。

つきましては、法第22条第1項の規定により、下記のとおり必要な措置をとるよう助言します。

記

- 1 対象となる空家等
- 2 敷地所有者等の住所及び氏名
- 3 助言に係る措置の内容
- 4 助言に至った事由
- 5 措置の期限
年 月 日
- 6 連絡先
(所 属)
(電話番号)

- ※ 上記3に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告してください。
- ※ 上記3に示す措置をとらなかった場合は、法第22条第2項の規定により、必要な措置をとるよう勧告することがあります。この勧告により、当該特定空家等に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- ※ 当該空家及びその敷地の所有者全員に対し、助言書又は指導書を送付しています。

様

加古川市長 印

指 導 書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当すると認定しました。

つきましては、法第22条第1項の規定により、下記のとおり必要な措置をとるよう指導します。

記

- 1 対象となる空家等
- 2 所有者等の住所及び氏名
- 3 指導に係る措置の内容
- 4 指導に至った事由
- 5 措置の期限
年 月 日
- 6 連絡先
(所 属)
(電話番号)

※ 上記3に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告してください。

※ 上記3に示す措置をとらなかった場合は、法第22条第2項の規定により、必要な措置をとるよう勧告することがあります。この勧告により、当該特定空家等に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様

加古川市長 印

勸告書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する「特定空家等」に該当すると認められたため、必要な措置をとるよう再三にわたり指導するとともに、年月日付け第号により、法第22条第2項の規定に基づく勸告を行う旨を事前に通知しましたが、現在に至っても改善がなされておらず、また、当該通知に示した弁明書の提出期限までに弁明書の提出もありませんでした。

つきましては、法第22条第2項の規定により、下記のとおり必要な措置をとるよう勸告します。

記

- 1 対象となる特定空家等
- 2 所有者等の住所及び氏名
- 3 勸告に係る措置の内容
- 4 勸告に至った事由
- 5 措置の期限
年月日
- 6 連絡先
(所属)
(電話番号)

※ 上記3に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告してください。

※ 上記3に示す措置をとらなかった場合は、法第22条第3項の規定により、必要な措置をとるよう命ずることがあります。

※ 当該特定空家等に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勸告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様

加古川市長 印

命令に係る事前の通知書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により、必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命ずることとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第22条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、加古川市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
- 2 所有者等の住所及び氏名
- 3 命じようとする措置の内容
- 4 命ずるに至った事由
- 5 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
○○○○○ 宛
(送付先)
(電話番号)
- 6 意見書の提出期限
年 月 日 (必着)

※ 上記3に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告してください。

※ 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

様

加古川市長 印

命 令 書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により、法第22条第3項の規定に基づく命令を行う旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

つきましては、下記のとおり措置をとることを命じます。

記

- 1 対象となる特定空家等
- 2 所有者等の住所及び氏名
- 3 措置の内容
- 4 命ずるに至った事由
- 5 措置の期限
年 月 日

- 6 連絡先
(所 属)
(電話番号)

※ 本命令書の送付とともに、当該空家等に「標識」を設置するほか、市ホームページへの掲載、公告等により広く公示します。

※ 上記3の措置を実施した場合は、遅滞なく上記6の者まで報告をすること。

※ 本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。

※ 上記5の期限までに上記3の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

※ 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急

(裏面につづく)

代執行の手続に移行することがあります。

※ この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に加古川市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

※ また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加古川市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。）
第22条第3項の規定に基づき措置をとることを、年 月 日付け 第 号により、命ぜられて
います。

記

- 1 対象となる特定空家等
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 措置の期限 年 月 日
- 5 連絡先
(所 属)
(電話番号)

様

加古川市長 印

戒 告 書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号により、あなたの所有する下記特定空家等について下記措置を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下、「法」という。）第22条第9項の規定に基づき、下記特定空家等について下記措置を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 所有者等の住所及び氏名

2 措置の内容

3 連絡先

- (所 属)
(電話番号)

※ 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

※ この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に加古川市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

※ また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加古川市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から起算

（裏面につづく）

して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様

加古川市長 印

代執行令書

年 月 日付け 第 号により、あなたの所有する下記特定空家等について下記措置を 年 月 日までに行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行をおこないますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 年 月 日付け 第 号により戒告した措置の内容

2 代執行の対象となる特定空家等

3 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

4 執行責任者

〇〇〇〇〇 氏名 〇〇 〇〇

5 代執行に要する費用の概算見積額

約 円

6 連絡先

(所 属)

(電話番号)

※ この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に加古川市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

※ また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して

（裏面につづく）

6箇月以内に、加古川市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

（表面）

執行責任者証

第 号

○○○○○ 氏名 ○○ ○○

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。

年 月 日

加古川市長 印

記

1. 代執行をなすべき事項

代執行令書（年 月 日付け 第 号）記載の加古川市 の建築物の除却

2. 代執行をなすべき時期

年 月 日から 年 月 日までの間

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第22条

1～8（略）

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10～17（略）

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）

第4条

代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

受付番号

第 号

年 月 日

様

加古川市長

（公印省略）

空家等の適正な管理について（助言書）

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、下記の状態にあり、周囲の生活環境に支障をきたしています。

このため、加古川市空家等の適正管理に関する要綱第4条の規定に基づき、空家等の適正な管理を行うよう助言します。

なお、既に是正を行っている、又は所有者に変動があった場合等の行き違いの際はお詫び申し上げます。

記

- 1 対象空家所在
- 2 空家等の状態等
- 3 是正期限 年 月 日
- 4 添付図書
- 5 連絡先（ご連絡の際、本紙右上の受付番号をお知らせください）
（所 属）
（電話番号）

※ 上記2の状態等を是正した場合は、遅滞なく報告してください。

※ 上記2の状態等を是正しなかった場合は空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という）第13条第1項又は法第22条第1項の規定により、必要な措置をとるよう指導することがあります。

また、その指導による措置をとらなかった場合、法第13条第2項又は法第22条第2項の規定により、必要な措置をとるよう勧告することがあります。この勧告により、当該管理不全空家等又は特定空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地について、特例の対象から除外されることとなります。

受付番号

第 号

年 月 日

様

加古川市長

（公印省略）

空家等の適正な管理について（指導書）

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、下記の状態にあり、周囲の生活環境に支障をきたしています。

このため、加古川市空家等の適正管理に関する要綱第4条の規定に基づき、空家等の適正な管理を行うよう指導します。

なお、既に是正を行っている、又は所有者に変動があった場合等の行き違いの際はお詫び申し上げます。

記

- 1 対象空家所在
- 2 空家等の状態等
- 3 是正期限 年 月 日
- 4 添付図書
- 5 連絡先（ご連絡の際、本紙右上の受付番号をお知らせください）
（所 属）
（電話番号）

※ 上記2の状態等を是正した場合は、遅滞なく報告してください。

※ 上記2の状態等を是正しなかった場合は空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という）第13条第1項又は法第22条第1項の規定により、必要な措置をとるよう指導することがあります。

また、その指導による措置をとらなかった場合、法第13条第2項又は法第22条第2項の規定により、必要な措置をとるよう勧告することがあります。この勧告により、当該管理不全空家等又は特定空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地について、特例の対象から除外されることとなります。